



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から2020年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和20年4月1日以前に生まれた方)



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡してください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

野焼きは法律で
禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。





人権相談・行政相談・
心配ごと相談合同相談所
開設のお知らせ

10月23日(水)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



金谷 成子さん
大正8年7月9日生
7月5日(金)訪問

百寿

100歳になる皆様
のお祝いのために、松
本町長が訪問しました。

祝100歳
いつまでも
お元気で!



中村 百合子さん
大正8年6月22日生
6月21日(金)訪問



谷口 吉子さん
大正8年8月20日生
8月20日(火)訪問